

浜松市女性人材リスト取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市における各種審議会・委員会（以下「審議会等」という。）への女性の参画促進を図るため、浜松市女性人材リスト（以下「人材リスト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材リストにその情報を登録することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 浜松市内に在住又は勤務・通学している18歳以上の女性
- (2) 審議会等において活躍が期待できる女性

(登録の方法)

第3条 人材リストへ登録しようとする者は、浜松市女性人材リスト登録書(第1号様式、以下「登録書」という。)を、市長へ提出するものとする。

(管理の方法)

第4条 人材リストの管理は、男女共同参画を所管する課長が行うこととする。

- 2 男女共同参画を所管する課は、人材リストの情報の提供にあたり、浜松市個人情報保護条例(平成16年3月23日浜松市条例第28号)の趣旨に十分留意するものとする。
- 3 人材リストはおおむね3年を目安に登録内容を確認し、更新するものとする。

(人材リストの閲覧)

第5条 審議会等の所管課(課に相当するものを含む。)の職員が、審議会等の委員候補者を選任するために人材リストを閲覧したい場合は、浜松市女性人材リスト閲覧申込書(第2号様式)を男女共同参画を所管する課へ提出し、男女共同参画を所管する課内において閲覧するものとする。

- 2 人材リストを閲覧した場合は、その結果を浜松市女性人材リスト活用報告書(第3号様式)により、男女共同参画を所管する課へ報告するものとする。

(登録期間等)

第6条 人材リストへの登録期間は、登録した日から登録抹消の申出があった日までとする。

- 2 前項の申出は、浜松市女性人材リスト登録辞退届(第4号様式)を市長へ提出するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、登録された者が死亡・転出・その他の理由により登録されていることが適当でないと認められるときは、市長は、職権でその登録を抹消することができる。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録内容を変更したい場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、登録書により行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係、第7条関係）

浜松市女性人材リスト登録書（新規・変更）

フリガナ			生年月日	年 月 日				
氏名								
住所								
連絡先	電 話		F A X					
	メールアドレス							
職 業 (勤務先)	名 称							
	所在地							
現在参加されている団体名、役職								
専門分野 (別表から選んで ○をつけてください)	A	医療 保健衛生	B	福祉 相談	C	教育	D	法律・政治 行政
	E	農業水産	F	経営・労働 観光	G	土木 建築	H	著述・メディア マスコミ
	I	情報処理	J	地域 団体活動	K	人権 男女共同参画	L	歴史・文化 芸術・スポーツ
	M	環境・消費	N	学者・研究者	O	その他		
専門分野に関連する資格・免許等								
職歴・活動歴等								
附属機関等の 委員経歴								

浜松市女性人材リスト取扱要綱の規定により、市が浜松市女性人材リストを活用するにあたり、上記内容の情報提供することを承諾し、登録（変更）します。

年 月 日

氏 名 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

第2号様式（第5条関係）

浜松市女性人材リスト閲覧申込書

年 月 日

（あて先） 課長

所属長名

審議会等の委員選考の参考とするため、浜松市女性人材リストの閲覧を申込みます。

記

1 審議会等の名称

2 現在の委員総数 人（うち女性委員数 人）

3 閲覧希望日 年 月 日

4 連絡先 担当者名
電 話

第3号様式（第5条関係）

浜松市女性人材リスト閲覧結果報告書

年 月 日

(あて先) 課長

所属長名

浜松市女性人材リストの閲覧結果について、下記のとおり報告します。

記

1 審議会等の名称

2 登用した場合 委員氏名

登用しなかった場合 理由

第4号様式（第6条関係）

浜松市女性人材リスト登録辞退届

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所

氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

浜松市女性人材リストへの登録を辞退するため、浜松市女性人材リスト取扱要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

（辞退理由）